

●香川県告示第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第9号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年2月5日
- 3 指定道路の位置 観音寺市昭和町3丁目甲1724番2、甲1725番1、甲1725番2及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.30メートル  
延長 10.09メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。